

# 災害見舞約款の改定のお知らせ

一般財団法人 簡易保険加入者協会

日頃より当協会の災害見舞事業をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、見舞期間が2025年(令和7年)4月1日以降に開始となるご契約について、以下の災害見舞約款の改定を実施しますので、お知らせいたします。今後とも引き続きご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 改定内容

### 1 加入できる口数の限度の引上げ(災害見舞約款第2条)

下表のとおり、自家について加入できる口数の限度を引き上げます。これにより、自家の最高補償額(地震等災害以外の火災で全焼の場合)について、木造は2,040万円から2,550万円に、鉄筋は2,000万円から2,500万円になります。

お客さまのご契約内容およびご継続契約のお見積りプランは、同封の「見舞契約継続のご案内」をご確認ください。

建物構造	木造住宅・自家		鉄筋住宅・自家	
	改定前	改定後	改定前	改定後
口数の限度	120口	150口	80口	100口
最高補償額	2,040万円	2,550万円	2,000万円	2,500万円

※ 借家については、改定はありません。

### 2 余震等に関する規定の整備(災害見舞約款第14条および第15条)

余震等に関する規定を中心に、お客さまに分かりやすくなるよう、規定を整備しました。

なお、見舞金のお支払いについては、変更はございません。

災害見舞約款の改定に関する条文は、裏面をご確認ください。

- 改定後の災害見舞約款の本文は、右のQRコードから「見舞契約のしおり(2025年4月1日以降 始期契約用)」でご確認いただくことができます。



- ご不明な点につきましては、見舞契約の継続のお手続き時に、災害見舞取扱代理店または担当者にお尋ねください。

# 災害見舞約款の改定に関する条文

見舞期間が2025年(令和7年)4月1日以降に開始となるご契約について、改定箇所は、以下の下線部分となります。

## 1 加入できる口数の限度の引上げ

<p>第2条 (見舞契約の 加入限度)</p>	<p>第2項 一の自家・借家につき見舞契約に加入できる口数の限度は、次のとおりとします。 (1) 木造住宅で、自家の場合は家屋と家財の合計口数が<u>150口</u>、借家の場合は家財の口数が60口 (2) 鉄筋住宅で、自家の場合は家屋と家財の合計口数が<u>100口</u>、借家の場合は家財の口数が40口</p>
---------------------------------	--

## 2 余震等に関する規定の整備

<p>第14条 (地震等災害 の特則)</p>	<p>第3項 <u>契約者の受けた地震等災害が地震、噴火またはこれらによる津波(以下この項及び次条第2項において「地震等」といいます。)</u>である場合においては、<u>72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取扱います。</u></p>
<p>第15条 (見舞金を支払 わない損害)</p>	<p>第1項 協会は、損害が次に該当する事由によって生じたときは、見舞金を支払いません。 (1) 契約者若しくは居住者の故意または重大な過失によるとき (2) 事故の通知等において不正をしたとき、または見舞金の支払を受けるために必要な書類に不正の表示をしたとき (3) 契約者の受けた損害が戦争、暴動その他の変乱によって生じたとき (4) 核燃料物質またはこれによって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性により被災したとき</p> <p>第2項 <u>協会は、地震等の発生後10日を経過した後に生じた損害に対しては、見舞金を支払いません。</u></p>